

令和 8（2026）年度メタバースを活用した不登校児童生徒等への教育支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

既存の学校に馴染めない不登校児童生徒等（不登校児童生徒及び長期欠席児童生徒やその傾向のある児童生徒をいう。以下同じ。）の社会的な自立に向けた取組の一つとして、メタバース空間を活用した交流・体験やオンラインでの学習支援を実施し、人とのつながりや、学ぶ楽しさを感じられるよう支援することを通して、社会的自立に資する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8（2026）年度メタバースを活用した不登校児童生徒等への教育支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和 8（2026）年度メタバースを活用した不登校児童生徒等への教育支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

(4) 委託料上限額

6,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問合せ先

〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町 1070

栃木県総合教育センター教育支援部（栃木県教育支援センター）

電話 028-665-7212

電子メール shien-c@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有する者であること。または契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号または第 4 号に該当しない者であること。
- (5) 類似業務の受託実績があること。

#### 4 プロポーザル実施の手続き

##### (1) 実施スケジュール

項目	日程
提案募集	
質問受付期限<任意>	令和8（2026）年 4月28日(火)17時まで
質問回答予定日	5月1日(金)
参加表明等受付期限<必須>	5月15日(金)17時まで
参加資格審査結果通知・ 企画提案書提出依頼予定日	5月20日(水)
企画提案書受付期限<必須>	6月1日(月)17時まで
審査	
プレゼン実施予定日	6月4日(木)
選定結果通知送付予定日	6月上旬
契約締結	6月中旬

##### (2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和8（2026）年4月23日(木)から同年5月15日(金)
- イ 配布場所：栃木県ホームページに掲載する。

##### (3) 質問受付

プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）を作成し、提出すること。

- ア 受付期限 令和8（2026）年4月28日(火)17時必着
- イ 質疑方法 電子メールにより2(5)に提出すること。
- ウ 回答期日 令和8（2026）年5月1日(金)
- エ 栃木県ホームページ（入札・公募）にて公開する。

##### (4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3-1、3-2）を作成し、持参または郵送により提出すること。

- ア 提出期限 令和8（2026）年5月15日(金)17時必着
  - ※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所 2(5)
- ウ 提出方法 持参（平日の午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る。）
  - ※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

##### (5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- ※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
- ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。また、カラー印刷とすること。
- イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意

とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）及び電子媒体1部（PDF形式により提出すること。）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

#### (6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

サ 委託業務における制作物の著作権は栃木県に帰属するものとする。なお、委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

## 5 審査方法等

### (1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション（又はヒアリング）を実施する。

プレゼンテーションは、対面形式又はオンライン形式のいずれかを選択できるものとする。

### (3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定

委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

#### (4) 契約候補者の選定方法

- ア 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった企画提案者を契約候補者として選定する。
- イ アに該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という。）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。
- ウ イに該当する企画提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった企画提案者を契約候補者とする。
- エ ア、イ及びウに関わらず総合点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。提案者が1者の場合も同様とする。

#### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 6 プレゼンテーションの開催

#### (1) 開催日時・場所

日時：令和8（2026）年6月4日（木）

場所：栃木県総合教育センター

※ 詳細な日時、場所は別途通知する。

#### (2) 所要時間（1提案者あたり）

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 10分以内

#### (3) 注意事項

- ・参加人数は、1提案者あたり5名までとする。
- ・企画提案書を用いて説明を行うこと。
- ・プレゼンテーション審査当日に、新たな資料を配付することは認めない。
- ・指定時間に遅れた場合には、評価対象としない。

### 7 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（入札・公募）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

#### 【公表事項】

- ・ 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

## 8 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

## 9 その他

プロポーザル参加により、栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。